

中国高等学校体育連盟規約

第1章 名称及び事務局

第1条 名称は中国高等学校体育連盟（以下「本連盟」という。）と称する。

第2条 本連盟の事務局は会長在任の県に置く。

第2章 目的

第3条 本連盟は中国高等学校における体育・スポーツの健全な発達を図ることを目的とする。

第3章 事業

第4条 本連盟は第3条の目的達成のために次の事業を行う。

- 1 中国高等学校生徒の体育・スポーツに関する研究審議
- 2 中国高等学校選手権大会の開催
- 3 中国各県高等学校体育連盟相互及び全国高等学校体育連盟との連絡提携
- 4 体育・スポーツ諸団体との連携
- 5 その他本連盟の目的達成に必要な事項

第4章 組織

第5条 本連盟は中国各県高等学校体育連盟を以て組織する。

第6条 本連盟は次の専門部を設ける。

陸上競技 体操 水泳 バスケットボール バレーボール 卓球 ハンドボール
サッカー ラグビーフットボール バドミントン ソフトボール 相撲 スキー
ボクシング ソフトテニス ウエイトリフティング 登山 柔道 剣道 弓道 駅伝 テニス
レスリング ポート 自転車 ヨット フェンシング 空手道 少林寺拳法 ホッケー
アーチェリー なぎなた 研究部 カヌー ライフル射撃

(27.12.8中国秋季理事会承認)

第5章 役員

第7条 本連盟に次の役員を置く。

1 会長	1名	6 監事	2名
2 副会長	4名	7 中国ブロック専門部長	33名
3 理事長	1名	8 中国ブロック専門部委員長	33名
4 理事	各県3名まで	9 顧問	若干名
5 事務局長	1名	10 参与	若干名

第8条 会長・副会長は理事会において推薦する。

会長は本連盟を代表し会務を統轄する。

副会長は会長を捕佐し会長の事故ある時はその職務を代行する。

第9条 理事は各県より選出された3名を以てこれにあてる。

理事は本連盟の会務を審議執行する。

第10条 理事長は会長在任の県の理事の互選により会長これを委嘱する。

理事長は本連盟の会務の処理にあたる。

第11条 事務局長は会長これを委嘱し本連盟の庶務会計にあたる。

第12条 監事は理事会において推薦し会長これを委嘱する。

監事は会計を監査する。

第13条 顧問は理事会において推薦し会長これを委嘱する。

顧問は重要事項に関し会長の諮詢に応じる。

第14条 参与は会長これを委嘱し会の運営に参与する。

第15条 専門部長は会長これを委嘱する。

専門部長は当該専門部を統轄する。

第16条 専門部委員長は会長これを委嘱する。

専門部委員長は当該専門部の事務を処理する。

第17条 役員の任期は2年とする。但し、重任を妨げない。補欠によって就任した役員の任期は前任者の残任期間とする。

第6章 会議

- 第18条 理事会は会長これを招集し予算、決算、事業、その他の重要事項を審議決定する。但し、急を要する案件については理事会を経ないで会長が専決することができる。専決事項については次の理事会で報告する。
監事は理事会に出席し意見を述べることができる。
- 第19条 理事会は総員の2分の1以上出席がなければ開くことができない。但し委任状は認める。会長は理事会の議長となる。

第7章 会計

- 第20条 会計は、本連盟の事務局運営と主催事業開催に関する会計とする。
- 第21条 会計は各県高等学校体育連盟の負担金並びに寄付金その他の収入を以って充てる。
- 第22条 本連盟の会計年度は毎年4月1日に始まり3月31日に終る。
- 第23条 予算は理事会において編成し、決算は監査を要する。

附 則

- 第24条 本規約は理事会の決議によらなければ変更することができない。
- 第25条 その他の事項は（財）全国高等学校体育連盟の規約に準拠して行う。
- 第26条 （財）全国高等学校体育連盟の役員は次の各号により推薦する。
1 (財) 全国高等学校体育連盟の理事又は監事の推薦を求められた場合には、
会長県から推薦する。
2 その他の役員については別に定める。
- 第27条 本規約は昭和28年12月13日から実施する。
- | | |
|----------------|------|
| 昭和48年 9月 1日 | 一部改正 |
| 昭和59年 5月 8日 | 一部改正 |
| 平成 元年 5月 19日 | 一部改正 |
| 平成 元年 10月 24日 | 一部改正 |
| 平成 2年 11月 6日 | 一部改正 |
| 平成 3年 5月 13日 | 一部改正 |
| 平成 3年 11月 11日 | 一部改正 |
| 平成 4年 11月 2日 | 一部改正 |
| 平成 7年 11月 7日 | 一部改正 |
| 平成 10年 5月 1日 | 一部改正 |
| 平成 11年 4月 27日 | 一部改正 |
| 平成 13年 5月 7日 | 一部改正 |
| 平成 16年 11月 15日 | 一部改正 |
| 平成 20年 5月 16日 | 一部改正 |
| 平成 23年 11月 21日 | 一部改正 |
| 平成 27年 12月 8日 | 一部改正 |
| 令和 3年 5月 24日 | 一部改正 |

- 第6条 本連盟に加盟しようとする専門部は3県以上が各県連盟に加盟していること。
- 第7条 4 理事 当番県は県理事長十3名までとし、その他の県理事長+2名まで
その他は県理事長+2名まで
- 6 監事について 会長県を除く県理事長以外の県役員をあてる。
- 第15条 専門部長は専門委員長在任県部長とする。